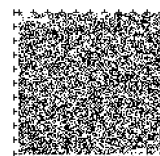


とうきょう ふくしほけん
東京の福祉保健2015

ぶん やべつとりくみ ばっすい
分野別取組（抜粋）



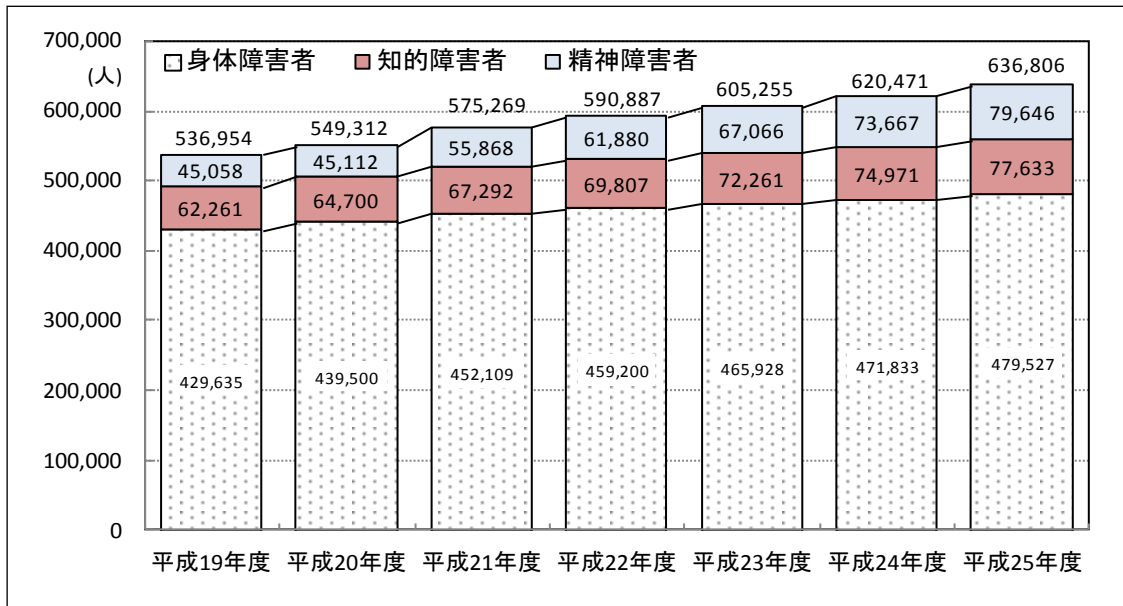
第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します

（障害者を取り巻く状況）

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。
また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスの実施主体が一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。
- 平成21年12月、国は、障害者に関わる制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障がい者制度改革推進本部を設置しました。
この本部の下に設置した障がい者制度改革推進会議において、障害者の定義の見直しや差別の禁止等について検討を行い、平成23年8月に障害者基本法を改正しました。
- また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者自立支援法等を改正し、平成24年4月から相談支援の充実や障害児支援の強化等を図っています。
- さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。
- 平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、これに先立つ平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月に施行が予定されているなど、今後障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。
- 障害者自立支援法の施行から約9年が経過しましたが、障害者の「自立」の実現に向け、支援体制や地域生活基盤の整備を一層促進するとともに、より多くの障害者が企業等で働くことができるよう支援策を充実・強化していくことが必要です。

- 都内の障害者手帳の所持者数の推移を見ると、身体・知的・精神とも増加傾向にあり、平成25年度末では約64万人となっています。特に、近年、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、高い増加率を示しています。

＜都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



（都の取組）

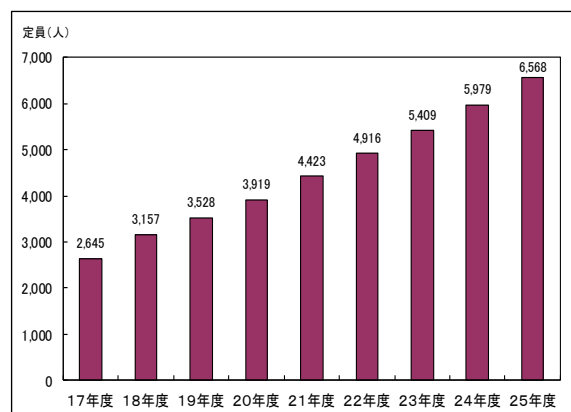
- 都は、平成19年5月に「東京都障害者計画」（計画期間：平成19～23年度）及び「第1期東京都障害福祉計画」（計画期間：平成18～20年度）を、平成21年3月に「第2期東京都障害福祉計画」（計画期間：平成21～23年度）を、平成24年4月には「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」（計画期間：平成24～26年度）を、平成27年4月には「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」（計画期間：平成27～29年度）を策定し、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するために様々な施策を展開しています。

東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画 5つの目標

- ・ 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- ・ 社会で生きる力を高める支援の充実
- ・ いきいきと働ける社会の実現
- ・ バリアフリー社会の実現
- ・ サービスを担う人材の養成・確保

- これらの計画を推進し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」(平成18～20年度)、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」(平成21～23年度)、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」(平成24～26年度)、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」(平成27～29年度)を策定し、障害者(児)の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。

＜障害者グループホームの定員の推移＞



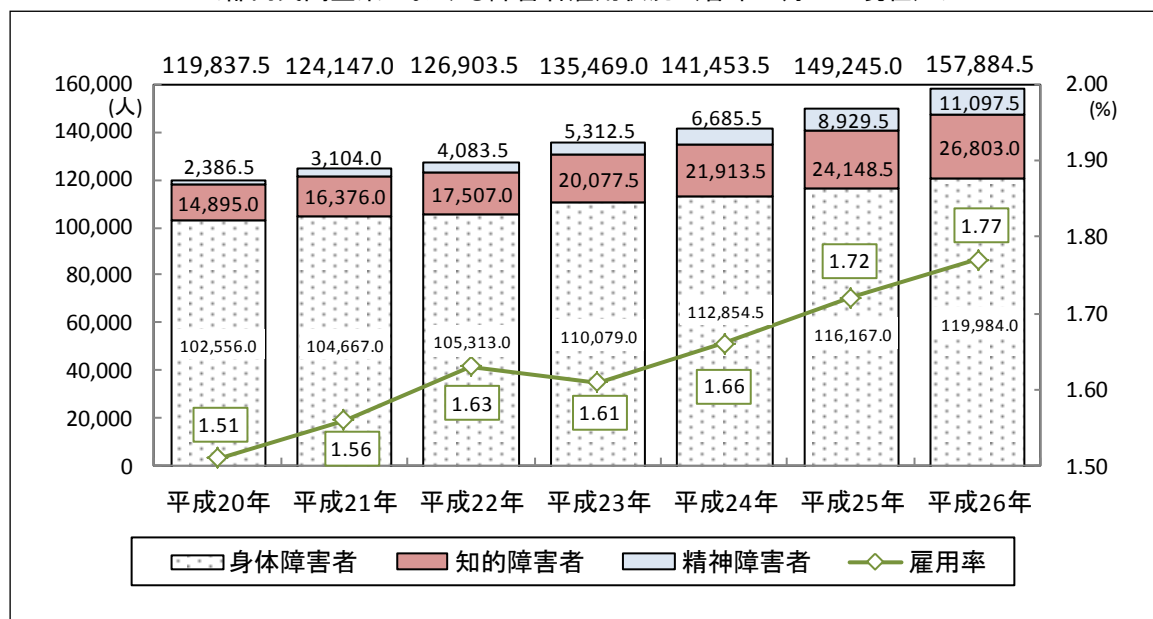
(地域生活支援)

- 地域生活へ移行を希望する長期の施設入所者等が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活に必要な基盤整備を促進するとともに、入所施設にコーディネーターを配置し、区市町村等との連携・調整を進めます。
- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するために、入院中からの支援や退院に向けた地域との調整、グループホームを活用した体験宿泊などを行い、円滑な地域移行と退院後の安定した地域生活に向けた体制を整備するとともに、新たに長期入院とならないための取組も進めます。
- 医療機関の相互連携や、医療機関と相談支援機関との連携確保等により、精神障害者が必要な時に適切な医療が受けられる環境を整備し、地域での安定した生活を支援する必要があります。
- 重症心身障害児(者)については、在宅療育支援体制の整備がまだ十分ではなく、NICU等医療機関から在宅への移行が必ずしも円滑には進まない状況にあります。
また、発達障害児(者)、高次脳機能障害者についても、地域での支援体制が十分には整備されておらず、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが重要です。

(就労支援)

- 障害者がいきいきと働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大するとともに安心して働き続けられるように支援していく必要があります。
しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、平成26年6月現在1.77%(全国平均1.82%)であり、法定雇用率2.0%と比べて依然低い数値となっています。

＜都内民間企業における障害者雇用状況（各年 6 月 1 日現在）＞

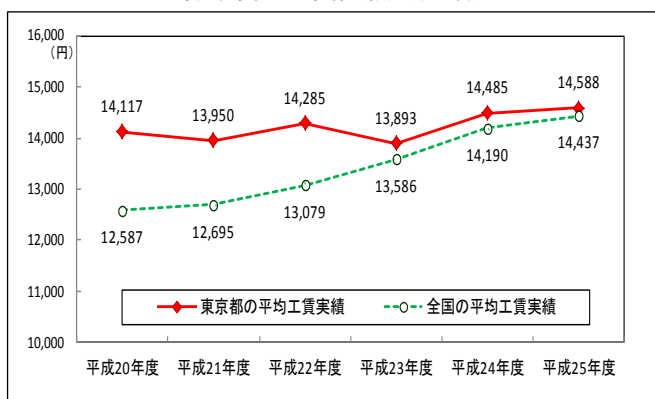


資料：東京労働局「平成 26 年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」等より作成

○ 都は、区市町村を実施主体として、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」等様々な施策を推進しており、平成 26 年度についても、都内における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しましたが、引き続き就労促進に取り組んでいく必要があります。

○ 福祉施設で働く障害者が、働く喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設を対象にセミナーの開催や経営コンサルタントの派遣などにより経営努力を促すとともに、生産性を向上させるための設備整備を補助するなど、工賃水準の向上を目指しています。

＜各年度の工賃実績（月額）＞



資料：平成25年度工賃（賃金）の実績について（厚生労働省）等より作成

○ 平成25年4月の障害者優先調達推進法の施行を受け、都は、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。この方針に基づき、庁内関係局と連携しながら、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っています。

【平成 27 年度の取組】

○ 平成 27 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します**
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します**
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します**

1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実を図るとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

主な事業展開

◎ 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン【新規】 5,291 百万円

- ・ 障害者（児）の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の1/2を特別助成し、平成29年度末までに、グループホームや経済的自立に向けた就労のための訓練の場等について、6,720人分の定員を新たに確保します。

また、特別助成の対象に児童発達支援センターを新たに追加し、障害児支援充実のための基盤整備の促進を図ります。

[計画期間：平成 27～29 年度]

種 別	整備目標
地域居住の場（グループホーム）	2,000 人増
日中活動の場（通所施設等）	4,500 人増
在宅サービス（短期入所）	220 人増
児童発達支援センター	10 か所増

◎ 定期借地権の一時金に対する補助 174 百万円

- ・ 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、グループホーム等の整備促進を図ります。

◎ 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業【新規】 12 百万円

- ・ 障害者（児）施設の整備を促進するため、国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助します。

○ 都有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備 —

- ・ 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります（「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。

◎ 短期入所開設準備経費等補助事業【新規】 20 百万円

- ・ 短期入所を新設又は増設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、整備の促進を図ります。

◎ **地域移行促進コーディネーター事業**

63 百万円

- ・ 入所施設に配置した地域移行促進コーディネーターによる施設入所者への働き掛けやグループホームの体験利用、相談支援事業者や区市町村との連携強化などにより、施設入所者の地域生活への移行を促進するとともに、都内施設と都外施設相互の連携を図り、都外施設入所者の地域移行も促進します。

◎ **障害者地域生活移行・定着化支援事業**

(包括補助)

- ・ 障害者が地域で安心して暮らせるよう、重度の障害者等を受け入れたグループホームによる相談援助や区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等の取組について支援を行うとともに、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行の促進・相談支援事業所の機能強化を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

◎ **グループホーム地域ネットワーク事業【新規】**

(包括補助)

- ・ 小規模なサービス提供体制といったグループホームの特徴を踏まえ、グループホームに対する巡回・相談支援や、事業所間で課題を共有するための運営会議を実施することにより、地域におけるグループホームのネットワークを構築し、利用者への援助の質の向上を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

◎ **精神障害者地域移行体制整備支援事業**

68 百万円

- ・ いわゆる「社会的入院」の状況にある精神障害者への働き掛けや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置、グループホームへの体験入居などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図ります。

○ **精神障害者早期退院支援事業【新規】**

78 百万円

- ・ 医療機関と地域援助事業者との連携体制を整備することで、精神障害者の長期入院を防止し、早期退院を支援します。

○ **精神保健福祉士配置促進事業【新規】**

194 百万円

- ・ 精神科医療機関において、精神障害者の退院支援の役割を担う精神保健福祉士の配置促進を図ることで、精神障害者の早期退院を支援します。

◎ **仮設用施設設置の仕組みの構築（再掲 P62）**

80 百万円

- ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の建替え期間中の仮設用施設を都有地に設置し、利用を希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。

◎ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P43、62）** **366 百万円**

- ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設施設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。

[耐震診断 48 施設、耐震改修 33 施設]

◎ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P43、62）** **19 百万円**

- ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

[社会福祉施設等 147 施設]

◎ **ヘルプマークの推進** **15 百万円 包括補助**

- ・ 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発を行います。
- ・ 区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

◎ **ヘルプカード活用促進事業** **(包括補助)**

- ・ 障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求める際に活用する「ヘルプカード」の活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

◎ **障害者理解促進事業** **2 百万円**

- ・ 障害及び障害のある方への理解を促進するため、WEB サイト等により広く都民に対して普及啓発を行います。

◎ **手話のできる都民育成事業** **33 百万円**

- ・ **手話のできる都民育成事業** **12 百万円**
手話に関する普及啓発を行うことにより、手話人口の裾野を拡大するとともに、聴覚障害者に対する理解を促進します。
- ・ **手話通訳者養成事業** **11 百万円**
手話等の指導を行うことにより、手話通訳者及び手話のできる都民を養成し、聴覚障害者の福祉増進を図ります。

- ・ 外国語手話普及促進事業 10 百万円
外国語手話の技術習得に係る経費の一部を助成することにより、外国語手話の普及促進を図ります。

○ 中等度難聴児発達支援事業 28 百万円

- ・ 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の装用により、言語を習得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう、区市町村の取組を支援します。

○ 聴覚障害者意思疎通支援事業 7 百万円

- ・ 聴覚障害者の広域的な移動を円滑にするため、意思疎通支援に係る連絡調整体制を整備することなどにより、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

○ 重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業 4, 229 百万円

- ・ 重度障害者の割合が著しく高い等の理由で、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超えている区市町村に対し財政支援を行うことで、障害者の地域生活を支援します。

2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児（者）、発達障害児（者）及び高次脳機能障害者への支援について、医療と密接に連携し強化することで、一層の充実を図ります。

主な事業展開

○ 地域精神科身体合併症救急連携事業【新規】 26 百万円

- 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるようにするため、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置することにより、拠点医療機関を核とした、地域の精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図ります。

[5 圏域]

◎ 精神科医療地域連携事業 49 百万円

- 精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図ります。

[9 圏域]

◎ アウトリーチ支援事業 6 百万円

- 地域定着が難しい精神障害者に対して、区市町村等関係機関からの要請を受け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、地域での安定した生活の確保に向け、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。

[中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]

◎ 精神疾患早期発見・早期対応推進事業 6 百万円

- 精神疾患患者を早期に適切な支援につなげられるよう、地域の内科等の医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行います。

◎ **重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業** **13 百万円**

- ・ 在宅重症心身障害児（者）の診療を行うかかりつけ医を増やすため、療育施設が中心となり、専門医療機関、診療所等に対する研修等を行うとともに、患者家族等の介助者や医療関係者等に対して療育や診療に関する情報発信を行います。

◎ **重症心身障害児在宅療育支援事業** **196 百万円**

- ・ 在宅重症心身障害児（者）の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康管理及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児への支援の充実を図ります。

[事業内容]

- ・ 重症心身障害児在宅療育支援センターの設置
- ・ 訪問看護師等育成研修
- ・ 訪問看護及び訪問健康診査
- ・ 在宅療育相談
- ・ 在宅療育支援地域連携会議の開催

◎ **医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）への支援** **50 百万円**

- ・ 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） **30 百万円**
ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。
- ・ 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） **20 百万円**
民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、医療ニーズが特に高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。

◎ **重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業** **（包括補助）**

- ・ 在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

○ **重症心身障害児（者）通所運営費補助事業** **（包括補助）**

- ・ 在宅の重症心身障害児（者）が地域で安定して生活できるよう、適切な療育環境の確保を図るため、区市町村を通じて通所施設を支援します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

◎ **重症心身障害児施設における看護師確保対策事業** **18 百万円**

- ・ 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境の改善及び看護師募集対策の充実に取り組むことにより、看護師の確保・定着を図ります。
- ・ **看護師レベルアップ制度**
 - ・ 重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修
[規模 40 名 2 年コース]
 - ・ 認定看護師認定派遣研修
[都立 4 施設・民間 5 施設]
 - ・ 新人看護師基礎講座
[都立 4 施設・民間 5 施設]
- ・ **職場勤務環境改善**
 - ・ 看護宿舍の借り上げ
[都立 2 施設]
 - ・ 業務委託により作業負担を軽減
- ・ **普及キャンペーンの支援**
 - ・ 都外就職説明会の参加等の支援
[都立 4 施設]
 - ・ 看護学校公開講座
[都立 7 校]

◎ **府中療育センターの改築** **329 百万円**

- ・ 老朽化している府中療育センターの全面改築に向けた実施設計等を行います。

◎ **発達障害者支援体制整備推進事業** **8 百万円 包括補助**

- ・ **発達障害者支援体制整備推進事業** **8 百万円**
発達障害児（者）のライフステージを通じた支援手法の開発に係る区市町村モデル事業の成果を普及するとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者など専門的人材の育成等を行うことで、発達障害者支援体制の整備を推進します。
- ・ **区市町村発達障害者支援体制整備推進事業** **(包括補助)**
発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。
また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

○ **発達障害者支援センター運営事業** **45 百万円**

- ・ 発達障害児（者）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害児（者）の地域生活をサポートします。

◎ **高次脳機能障害者支援普及事業** **37 百万円**

- 高次脳機能障害者への支援を行うことを目的として、地域生活や就労などの専門的な相談支援、区市町村や関係機関等の地域ネットワークの構築、人材育成を図る研修等を実施するとともに、地域において高次脳機能障害に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図ります。

○ **区市町村高次脳機能障害者支援促進事業** **73 百万円**

- 区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら障害者とその家族に対する相談支援を行うなど、身近な地域での支援を充実します。

[40 区市町村]

3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

主な事業展開

◎ 東京都障害者就労支援協議会等 42 百万円 包括補助

- ・ 就労支援協議会の開催 4 百万円
経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。

[年2回]

- ・ 雇用にチャレンジ事業 37 百万円
知的障害者、精神障害者が一般企業への就職に向けた職場経験を積むため、都庁におけるチャレンジ雇用（非常勤職員雇用、臨時職員雇用）を推進します。

[非常勤職員雇用4名、臨時職員雇用21名]

- ・ 就労支援体制レベルアップ事業 1 百万円
区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行います。
- ・ 企業就労意欲促進事業 (包括補助)
福祉施設等からの職場実習等を受け入れようとする企業等に対し、受入れのために必要な企業内の設備整備等に要する経費を補助することにより、実習等の受入先を確保するとともに、障害者の一般就労への意欲促進を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

◎ 区市町村障害者就労支援事業 (包括補助)

- ・ 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働き掛けを推進します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

- ◎ **就労支援機関等スキル向上事業【新規】** **4 百万円**
- 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や、障害特性に応じた支援等に関する専門研修等を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。
- **精神障害者就労支援連携強化事業【新規】** **20 百万円**
- 精神障害者の就職及び安定的な就労継続に向け、就労支援機関や医療機関等を対象として、精神障害者を雇用する企業などへの見学会のコーディネート等を行うことにより、精神障害者に対する就労支援の更なる理解促進と連携強化を図ります。
- ◎ **福祉施設における工賃アップの推進** **2 百万円 包括補助**
- 経営コンサルタント派遣等事業 (包括補助)
区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップ推進経費を補助することで、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。
[障害者施策推進区市町村包括補助事業]
 - 工賃アップセミナー事業 **2 百万円**
都内の福祉施設の工賃水準を向上するため、工賃引上げのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。
[(負担割合) 国 1/2、都 1/2]
- ◎ **受注促進・工賃向上設備整備費補助事業** **50 百万円**
- 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。
- ◎ **共同受注マッチングモデル事業** **10 百万円**
- 障害者福祉施設における受注の拡大や工賃向上を図るため、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施し、広域的な共同受注体制について検証します。
- ◎ **福祉・トライアルショップの展開【新規】** **70 百万円**
- 就労継続支援B型事業所等における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図るため、自主製品に係る実態調査等を実施するとともに、製品を販売するトライアルショップの開設に向けた準備を行います。